

緊急事態宣言期間中の 無料電話法律相談等の対応について

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて大阪府も対象区域とする緊急事態宣言が出されました。

緊急事態宣言期間中における当事務所の執務時間・対応は以下のとおりとします。

✓ 当事務所の受付時間は平日午前11時から正午まで、午後1時から午後4時までです（緊急事態宣言中は平常時に比べて当事務所に待機する弁護士・スタッフが少ないことから電話がつながりにくくなることもありますので予めご了承ください。）。

✓ 上記の受付時間において、初回に限り無料で電話法律相談（※時間は30分まで）を承ります。

✓ 当事務所における法律相談では、弁護士がマスクを着用のうえ、相談者とできる限り距離をとってお話しをうかがいます。

✓ 当事務所にて相談される方はマスクを着用のうえご来所いただきますようお願いいたします。

✓ 風邪の症状や37.5度程度の発熱のある方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方は、ご来所による相談をお断りすることがありますので予めご了承ください。（電話法律相談で対応させていただきます。）

お気軽にお問い合わせください

 **06-6366-0636**

ひなた法律事務所